

就学援助制度のお知らせ

大阪狭山市では、子どもが等しく教育を受ける権利を保障するため、経済的な理由によって子どもの学習に支障をきたさないよう就学援助制度を設けています。

この制度によって、小学校及び中学校での学習にかかる学用品費、修学旅行費、学校給食費などの一部が援助されます。

1. 援助の対象となる世帯

- ①生活保護法による保護の停止、または1年以内に保護の廃止を受けた世帯
- ②令和2年度の市府民税が非課税となる世帯
- ③所得金額が教育委員会の定めた基準内の世帯
- ④その他、事故、災害、失業など家庭の経済状況の急変によりお困りの世帯

◎ 生活保護法による保護を受けている世帯は、申請の必要はありません。

2. 申請方法

- ①申請期間 令和2年5月1日～令和2年6月5日
- ②受付場所 就学校もしくは市役所3階学校教育グループ ※今年度に限り郵送も可

※上記期間を過ぎても申請は可能ですが、申請日からの認定となります。

※兄弟関係で小・中学校に在籍している場合は、小・中学校の両方からの申請が必要です。

入学前に早期支給の申請を行なった保護者の方についても、年度が変わりますので必ず申請してください。ただし、所得状況での審査となりますので、必ず認定になるとは限りません。

3. 必要書類

- ①大阪狭山市立小・中学校児童生徒就学援助費支給申請書
- ②借家の場合 家賃額の確認できる書類の写し（賃貸契約書又は家賃額決定通知書等）
- ③本年1月2日以降に本市に転入された方は、本年1月1日時点で住所地の最新年度の市府民税課税所得証明書（同一世帯に収入のある方全員の証明が必要）

※所得証明書（コピー可）については、発行時期が6月以降となるため後日持参または郵送可。（申請時に必ず申し出てください。）

4. 審査方法

- ①世帯の所得状況にて援助の可否を審査しますので、必ず所得の申告は済ませておいてください。
 - ・収入がある方：企業にお勤めの方は職場からの申告となりますので、手続きは不要です。
 - ・自営業の方：確定申告をお願いします。
 - ・世帯の中で収入の無い方：市役所1階税務グループにて市府民税の所得の申告をお願いします。
- ②家族構成、所得の控除内容、年齢等により基準額は変わります。

5. 審査結果

審査結果については、令和2年8月末を予定しています。

認定後の支給額は、上記申請期間に申請された方への支給額となりますので、途中申請の方については支給額が異なりますのでご注意ください。

6. 認定後の支給額

援助の種類			支給額
学用品費等	小学校	第1学年	年額 12,990円 (支給開始月日により金額は異なります)
		その他の学年	年額 15,220円 (支給開始月日により金額は異なります)
	中学校	第1学年	年額 24,590円 (支給開始月日により金額は異なります)
		その他の学年	年額 26,820円 (支給開始月日により金額は異なります)
校外活動費(宿泊を伴うもの) (小学5年生・中学2年生)			体験料・見学科及び交通費
修学旅行費 (小学6年生・中学3年生)			実 費 額 (上限 小学校 20,000円 中学校 50,000円)
学校給食費			実 費 額
医療費 ※1			実 費 額 (援助の対象となる疾病のみ)
スポーツ振興センター共済掛金			実 費 額
新入学児童生徒学用品費等 ※2 (新1年生時点もしくは早期支給申請時点)			50,600円 (支給開始月日が4月1日の児童のみ)
中学校入学準備金 ※2 (小学6年生時点)			57,400円 (2月1日時点認定を受けている児童のみ)
新入学児童生徒学用品費等 ※2 (新1年生時点もしくは早期支給申請時点)			57,400円 (支給開始月日が4月1日の生徒のみ)

※1 医療費については、年度当初の定期健康診断で学校から受診勧告を受けた児童・生徒であり、下記医療券対象疾病であることが援助の対象となります。

医療券対象疾病

1. トラコーマ及び結膜炎(アレルギー性を除く)
2. 白癬、疥癬及び膿痂疹
3. 中耳炎
4. 慢性副鼻腔炎(アレルギー性を除く)及びアデノイド
5. う歯
6. 寄生虫病(虫卵保有含む)

※2 早期支給を申請し認定を受けた保護者の方については、入学前に支給を行っているため入学後の支給はありません。また、中学校入学準備金については、小学6年生時点で支給を行っているため、新中学1年生時点での支給はありません。

問い合わせ先
教育部学校教育グループ
TEL:072-366-0011(内810・807)